

# 資料編

「少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について」  
～子どもと正面から向き合う教職員体制の整備～

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（報告）

資料編目次

1. 基礎資料

- 学級編制の仕組みと運用について（義務） . . . . . 6 5
- 教職員定数の算定について（義務） . . . . . 6 6
- 加配定数について . . . . . 6 7
- 加配教職員定数について（義務） . . . . . 6 9
- 加配教職員定数の推移（義務） . . . . . 7 0
- 公立義務教育諸学校の基礎定数と加配定数の推移（昭和55年度～平成24年度） . 7 1

2. これまでの経緯

- これまでの教職員定数等の改善経緯 . . . . . 7 3
- 公立義務教育諸学校教職員定数改善と自然減の推移 . . . . . 7 4
- 平成22年8月27日公表の新・教職員定数改善計画（案）のポイント . . . . . 7 5
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要 . . . . . 7 6
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について（平成23年4月22日付各都道府県教育委員会宛文部科学副大臣通知）のポイント . . . . . 7 9
- 少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現（平成24年度義務教育費国庫負担金概算要求） . . . . . 8 2
- 「日本再生重点化措置」優先・重点事業一覧（平成23年12月9日政府・与党会議資料文部科学省関係抜粋版） . . . . . 8 3
- 少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現（平成24年度義務教育費国庫負担金予算） . . . . . 8 4
- 平成23年度と平成24年度における対応の違い . . . . . 8 7
- 東日本大震災への対応のための教職員の加配定数措置 . . . . . 8 8

3. 学校現場を取り巻く状況

- 学校現場が抱える問題の状況について . . . . . 9 0
- 特別支援学級及び特別支援学校の学級数及び在籍者数の推移等 . . . . . 9 1
- 特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移 . . . . . 9 2
- 通級による指導を受けている児童生徒数の推移 . . . . . 9 3
- 障害者基本法の一部を改正する法律【概要】 . . . . . 9 4
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移等 . . . . . 9 5
- 児童生徒の食生活を取り巻く状況 . . . . . 9 6
- 養護教諭に関する各種データ . . . . . 9 8
- 複式学級数及び在籍者数の推移等 . . . . . 9 9

○ 新しい学びへの対応について	100
○ OECD生徒の学習到達度調査（PISA2009）	101
○ PISA わが国の習熟度レベル別の生徒の割合（経年変化）	102
○ 平成24年度全国学力・学習状況調査の結果について（概要）	103
○ 平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の設計概要	105
○ 世帯所得・学校外教育費支出と学力の関係	106
○ 就学援助率と学力調査平均点との相関	107
○ 地域・家庭の教育力に関する意識	108
○ 学校の取組や指導の総合満足度	109

#### 4. 教職員定数改善の必要性

○ 教員一人当たり児童生徒数〔国際比較〕	111
○ 教員一人当たり児童生徒数の変化（OECD平均との比較）	112
○ 一学級当たり児童生徒数〔国際比較〕	113
○ へき地における学力調査の結果と全国平均との比較	114
○ 習熟度別少人数指導等の実施校の割合	115
○ 教科等の担任制の実施状況	116
○ 公立小・中学校教員の採用者数・退職者数の推移	117
○ 教員採用等の現状について	118
○ 非正規教員の任用状況について	123
○ 再任用制度と「雇用と年金の接続」の概要	126
○ 平成18年度 文部科学省教員勤務実態調査について	130
○ 学級規模別の在籍者数・専門スタッフの割合の国際比較	132

#### 5. 少人数学級の効果等

○ 35人以下学級の割合	134
○ 公立小・中学校の学級規模別の在籍児童数	136
○ 望ましい学級規模（小中学校・保護者）	139
○ アンケート調査の結果について（全国連合小学校長会）	140
○ 少人数学級の効果① ～秋田県教育委員会の取組～	147
○ 少人数学級の効果② ～山形県教育委員会の取組～	149
○ 少人数学級の効果③ ～大阪府教育委員会の取組～	150
○ 少人数学級の効果④ ～国立教育政策研究所の研究成果～	152
○ 少人数学級の効果⑤ ～国立教育政策研究所の研究成果～	154

#### 6. 学級編制の弾力化等

○ 学級編制の弾力化にかかる制度改正経緯	156
○ 平成24年度において国の標準を下回る学級編制を実施する都道府県の状況について	157
○ 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の検討のための調査	161
○ 学級編制の弾力化の取組① ～静岡県教育委員会の例～	171
○ 学級編制の弾力化の取組② ～長崎県教育委員会の例～	174
○ 学級編制の弾力化の取組③ ～京都府教育委員会の例～	176
○ 少人数学級とTT等選択の比較 ～東京都教育委員会の調査結果～	179

## 7. 関連答申・報告等

- 「教育振興基本計画」(抜粋)(平成20年7月1日閣議決定) . . . . . 182
- 第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)(概要) . . . . . 183
- 第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)(抜粋) . . . . . 186
- 社会の期待に応える教育改革の推進(国家戦略会議配付資料(抜粋)) . . . . . 187
- 日本再生戦略(抜粋)(平成24年7月31日閣議決定) . . . . . 189
- 中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告  
(抜粋)(平成24年7月23日) . . . . . 190
- 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)の概要  
(平成24年8月28日) . . . . . 193

# 1. 基礎資料

# 学級編制の仕組みと運用について(義務)

## ○学級編制の標準

<小・中学校>

	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	35人(1年生) 40人(2~6年生)	40人
複式学級(2個学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>	6人(重複障害 3人)	

《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

## ○学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したもの。

したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が当該学年の学級数になる。

(例) 35人の学年 → 1学級 [35人]  
65人の学年 → 2学級 [32人、33人]  
122人の学年 → 4学級 [30人、30人、31人、31人]

## ○個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用

学級編制は、通常、年度始めの都道府県が定める基準日における児童生徒数に基づいて行われるが、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能。

(例)

- ①中学校2年時に生徒数が81人で3学級としていたところ、進級時に1人が転出してしまったため2学級となることを、教育的配慮から3学級を維持する場合
- ②小学校5年時に児童数が80人で2学級としていたところ、進級時に1人が転入してきたことにより3学級となることを、卒業を控えていることへの教育的配慮から2学級のまま据え置き、教員1人を少人数指導等に活用する場合
- ③小学校第1学年の児童数が36人~40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないで、チーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により対応する場合

## ○学級編制の弾力化

1. 児童生徒の実態等を考慮して、全県一律に国の標準(40人、小1は35人)を下回る一般的な学級編制基準を設定することが可能。
2. 加配定数の活用が可能。

この結果、平成24年度においては、47都道府県において、小学校の低学年を中心に国の基準を下回る少人数学級が実施されている。

# 教職員定数の算定について(義務)

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定するもの(義務標準法第6条等)。都道府県は、これを標準として、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特別支援学校の教職員の定数を条例で定める。

## 小・中学校

○校長 学校に1人

○教諭等(副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭を含む)

①学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定。例えば、3学級の中学校には9人の教員(校長を含む。)が配置できるよう計数を設定している。

(乗ずる率の例)

小学校	中学校
1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000	1学級の学校の学級総数 × 4.000
3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250	2学級の学校の学級総数 × 3.000
5学級の学校の学級総数 × 1.200	3学級の学校の学級総数 × 2.667
⋮	⋮

②教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人  
中学校 24学級以上の学校に+1人

④分校の管理責任者 分校に1人

⑤寄宿舎舎監

寄宿児童生徒数 40人以下 の学校に1人  
" 41~80人の学校に2人  
" 81~120人の学校に3人  
" 121人以上 の学校に4人

③生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人  
中学校 18~29学級の学校数に1人  
30学級以上の学校数に3/2人

○養護教諭

①原則学校に1人(3学級以上の学校)  
②複数配置  
小学校 児童数851人以上の学校に+1人  
中学校 生徒数801人以上の学校に+1人

○事務職員

①原則学校に1人(4学級以上の学校)  
※3学級の学校には3/4人  
②複数配置  
小学校 27学級以上の学校に+1人  
中学校 21学級以上の学校に+1人

○栄養教諭・学校栄養職員

①給食単独実施校 児童生徒数550人以上の学校に1人  
" 549人以下の学校に1/4人  
②共同調理場 児童生徒数に応じて1~3人

## 特別支援学校

○校長 学校に1人

○教諭等(副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭を含む)

①学級数に応じた定数  
小・中学校に準拠  
②教頭(副校長)の複数配置・生徒指導担当  
小・中学部計27学級以上の学校に+2人  
中学部18学級以上の学校に+1人  
③教育相談担当教員  
児童生徒数に応じて1~3人  
④自立活動担当教員  
障害種別に学級数に応じて加算  
⑤分校の管理責任者 分校に1人  
⑥寄宿舎舎監  
寄宿舎児童生徒数 80人以下 の学校に2人  
" 81~200人の学校に3人  
" 201人以上の学校に4人

○養護教諭

①学校に1人  
②複数配置  
児童生徒数61人以上の学校に+1人

○寄宿舎指導員

寄宿児童生徒数 × 1/5人  
(肢体不自由は1/3人)

○栄養教諭・学校栄養職員  
給食実施校に1人

○事務職員

小学部を置く学校に1人  
中学部を置く学校に1人

# 加 配 定 数 に つ い て

## 1. 加配定数の制度化経緯

◎ 加配定数は、昭和44年の義務標準法改正で制度化。

※昭和44年度は次の内容の加配定数を創設。

- ①産炭、同和地区等の教育困難校への加配（現在の「児童生徒支援加配」）
- ②長期研修者の代替教員（現在の「研修等定数」）

≪ その後、以下の内容の加配定数を順次制度化 ≫

○ 平成元年度に、初任者研修に係る加配定数を制度化。

○ 平成5年度に、チームティーチングによる指導、通級指導及び日本語指導に係る加配定数を制度化。

○ 平成13年度に、少人数指導、養護教諭、栄養教諭及び事務職員に係る加配定数を制度化。

○平成20年度に、主幹教諭に係る加配定数を制度化。

## 2. 近年の加配定数の改善経緯

◎第7次教職員定数改善計画（平成13年度～17年度）

基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るため、平成13年度から17年度までの5ヵ年計画で、基本3教科で20人程度の少人数指導を実施するための加配定数など総数26,900人（うち、加配定数の改善：23,914人）の教職員定数を改善。

◎平成18年度以降、教職員定数改善計画の策定無し

平成17年8月に、第8次教職員定数改善計画案（平成18年度～22年度までの5ヵ年計画）を公表し、その初年度分を平成18年度概算要求に盛り込んだが、同年11月に、経済財政諮問会議で公務員の定員削減を進めることなどを内容とする「総人件費改革基本方針」【別紙3参照】が示されたことを受け、教職員定数改善計画の策定は見送られた。

その後、行政改革推進法（平成18年6月制定）や基本方針2006（平成18年7月閣議決定）による定数改善の抑制方針が示されたことから、計画に基づく定数改善は行わず、毎年度、行政改革推進法の範囲内で加配定数を改善。

○平成18年度予算

<概算要求>

個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、第8次教職員定数改善計画案に基づき、初年度分として、少人数指導や通級指導、食育の充実など1,000人の教職員定数の改善（うち、加配定数の改善：625人）を概算要求に計上。

<予算査定>

計画の策定は見送るが、研修等定数の一部を削減（△210人）した上で、通級指導及び食育の充実のための加配定数を329人改善。

○平成19年度予算

<概算要求>

特に緊急の対応を要する今日的な教育課題に対応できるよう、通級指導や食育の充実など331人の加配定数の改善を概算要求に計上。

<予算査定>

研修等定数の一部を削減（△292人）した上で、通級指導や食育の充実のための加配定数等を要求どおり331人改善。

○平成20年度予算

＜概算要求＞

「社会総がかりで教育再生を」（教育再生会議第一次報告）を踏まえ、教員の子どもと向き合う時間を拡充する観点から、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、習熟度別少人数指導、食育の充実など7, 121人の加配定数の改善を概算要求に計上。

＜予算査定＞

研修等定数の一部を削減（△156人）した上で、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実のための加配定数を1, 195人改善。

○平成21年度予算

＜概算要求＞

子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実など1, 500人の加配定数の改善を概算要求に計上。

＜予算査定＞

研修等定数の一部を削減（△161人）した上で、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実のための加配定数等を1, 000人改善。

○平成22年度予算

＜概算要求＞

確かな学力の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保するとともに、新学習指導要領の円滑な実施を図るため、理数教科の少人数指導や通級指導、食育の充実、主幹教諭のマネジメント機能の強化など5, 500人の加配定数の改善を概算要求に計上。

＜予算査定＞

理数教科の少人数指導や通級指導、食育の充実のための加配定数等を4, 200人改善。

○平成23年度予算

＜概算要求＞

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)の初年度分として小学校1・2年生で35人以下学級を実現するために必要な8, 300人の教職員定数（基礎定数）の改善を概算要求に計上。※加配定数は前年度同数を計上

＜予算査定＞

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な教職員定数4, 000人を措置するため、既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1, 700人分を活用。

○平成24年度予算

＜概算要求＞

小学校2年生の35人以下学級の制度化に必要な4, 100人の定数改善のほか、中学校に対する学習支援が必要な生徒のための支援（800人）を含む1, 900人の加配定数、東日本大震災により被災した児童生徒の学習支援のため1, 000人の加配定数の合計7, 000人の定数改善を概算要求に計上。

＜予算査定＞

小学校2年生で35人以下学級が実質的に全国で実現するために必要な定数措置（900人）を計上。このほか、小学校専科指導の充実や特別支援教育への対応、東日本大震災への対応のための加配措置を含め、計3, 800人改善。

# 加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。国は都道府県から提出された申請を受けて、加配の種類ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

## 平成24年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数	24年度増減数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	41,523人	+2,100人 ※小2の36人以上学級の解消(900人)、 中学校学習支援(800人)、 小学校専科指導(400人)
	少人数学級を実施するための活用分	9,100人(内数)	※8,200人(23年度振替実績) +900人(24'改善数:再掲)
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	7,777人	+1,100人 ※外国人児童生徒日本語指導(100人)、 震災対応(1,000人)
特別支援教育 (法15条3号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導への対応や特別支援教育コーディネーターの配置等	5,341人	+600人
主幹教諭 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人	
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,083人	※地域連携(100人)、 合理化減(▲100人)
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人	
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人	
事務職員 (法15条5号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人	
合 計		62,605人	+3,800人

# 加配教職員定数の推移（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているもの。

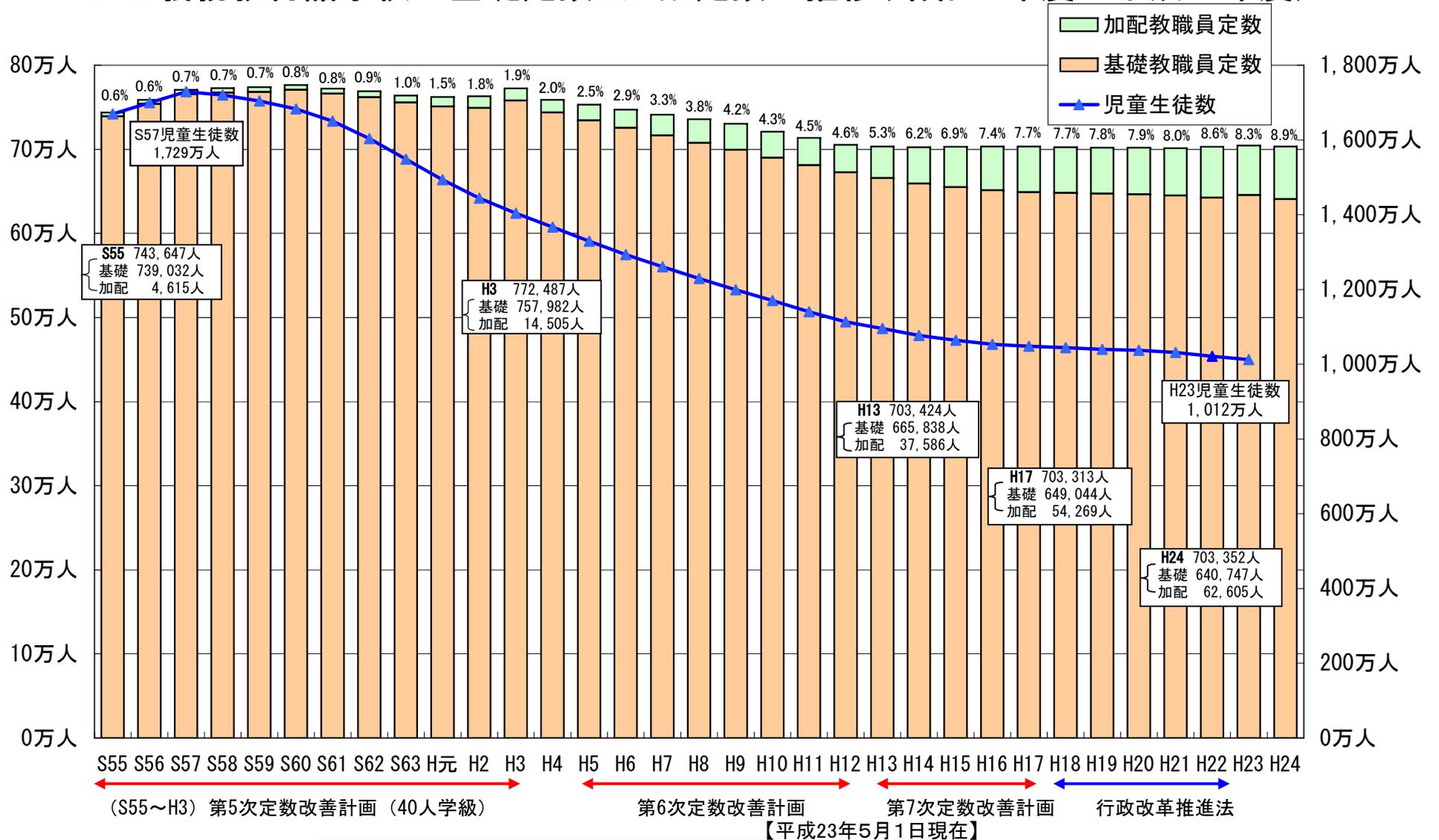
## 加配教職員定数一覧

加配事項	H20	H21	H22	H23	H24
指導方法工夫改善 (法7条2項) 《うち少人数学級分》	39,071人 《7,800人》	39,071人 《8,600人》	(+2,052) 41,123人 《9,400人》	(▲1,700) 39,423人 《8,200人》	(+2,100) 41,523人 《9,100人》
児童生徒支援 (法15条2号)	6,377人	(+50) 6,427人	(+250) 6,677人	6,677人	(+1,100) 7,777人
うち 日本語指導	[985人]	(+50) [1,035人]	(+250) [1,285人]	[1,285人]	(+100) [1,385人]
特別支援教育 (法15条3号)				4,741人	(+600) 5,341人
特別支援教育コーディネーター				[401人]	(+50) [451人]
通級指導対応 (旧法15条2号)	(+171) 2,622人	(+300) 2,922人	(+1,418) 4,340人	[4,340人]	(+550) [4,890人]
主幹教諭の配置 (法15条4号)	(+1,000) 1,000人	(+448) 1,448人	1,448人	1,448人	1,448人
研修等定数 (法15条6号)	(▲156) 5,297人	(▲126) 5,171人	(+313) 5,484人	5,083人	5,083人
特別支援教育コーディネーター	[53人]	(+35) [88人]	(+313) [401人]		
長期研修の代替教員等	(▲156) [5,244人]	(▲161) [5,083人]	[5,083人]	[5,083人]	[5,083人]
養護教諭 (法15条2号)	188人	(+47) 235人	(+47) 282人	282人	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	(+24) 185人	(+47) 232人	(+47) 279人	279人	279人
事務職員 (法15条5号)	726人	(+73) 799人	(+73) 872人	872人	872人
合計	(+1,039) 55,466人	(+839) 56,305人	(+4,200) 60,505人	(▲1,700) 58,805人	(+3,800) 62,605人

※1 上段( )書きは対前年度増減、研修等定数の[ ]書きは内数。

※2 通級指導対応及び特別支援教育コーディネーターは、平成23年の法改正により、特別支援教育に一本化。

# 公立義務教育諸学校の基礎定数と加配定数の推移(昭和55年度～平成24年度)



	小学校	中学校
教員数(教諭のみ)	33万人	20万人
うち学級担任	27万人	12万人
うち学級担任外	6万人	8万人

※基礎教職員定数には、有給休職者・産休代替者等を含む。

## **2. これまでの経緯**

## これまでの教職員定数等の改善経緯

### ○ これまで7次にわたる教職員定数改善計画を実施（昭和34～平成17年度）

#### (1) 公立義務教育諸学校の教職員定数の改善状況

区 分	第1次 34'～38' [5年計画]	第2次 39'～43' [5年計画]	第3次 44'～48' [5年計画]	第4次 49'～53' [5年計画]	第5次 55'～3' [12年計画]	第6次 5'～12' [6-8年計画]	第7次 13'～17' [5年計画]
内 容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	△18,000人	△77,960人	△11,801人	38,610人	△57,932人	△78,600人	△26,900人
差引計	16,000人	△16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	△48,200人	0人

(注)1. 上記のほか、以下のとおり措置を実施。

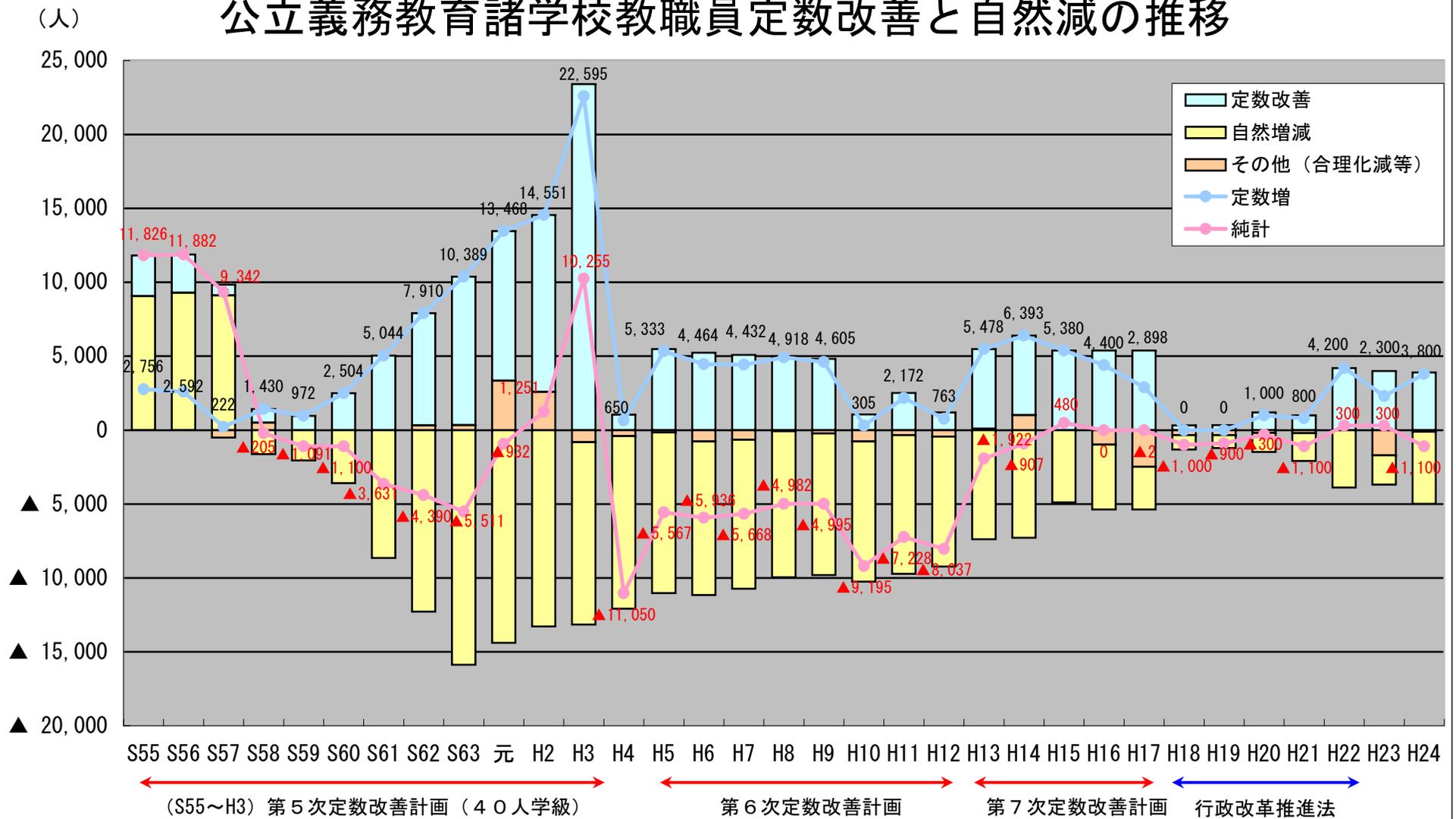
昭和54年度	改善増3,254人、自然増 12,725人
平成4年度	改善増1,054人、自然減△11,700人
平成18年度	改善増 329人、自然減△ 1,000人、合理化減△329人
平成19年度	改善増 331人、自然減△ 900人、合理化減△331人
平成20年度	改善増1,195人、自然減△ 1,300人、合理化減△195人
平成21年度	改善増1,000人、自然減△ 1,900人、合理化減△200人
平成22年度	改善増4,200人、自然減△ 3,900人
平成23年度	改善増4,000人、自然減△ 2,000人、振替△1,700人
平成24年度	改善増3,900人、自然減△ 4,900人、合理化減△100人

2. 第6次定数改善計画は、財政構造改革の推進に関する特別措置法（H9.12.5法律第109号）により、計画期間が2年延長された。

#### (2) 公立小中学校の学級編制の標準の改善経緯

区 分	第1次 34'～38'	第2次 39'～43'	第3次 44'～48'	第4次 49'～53'	第5次 55'～3'	第6次 5'～12'	7次 13'～17'
学級編制の標準	50人	45人		→	40人		→

# 公立義務教育諸学校教職員定数改善と自然減の推移



(注) 「定数増」は定数改善とその他(合理化減等)を合計した数、「純計」は定数改善と自然増減・その他(合理化減等)を合計した数である。

# 平成22年8月27日公表の新・教職員定数改善計画(案)のポイント

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」や、平成22年7月26日に取りまとめられた「中央教育審議会初等中等教育分科会提言」を踏まえ、計画的に、公立小・中学校の学級編制標準の引き下げや教職員定数の改善を行うため、新たな教職員定数改善計画(案)を策定。

公立小・中学校の学級編制標準の引き下げは、現在の40人に引き下げられた昭和55年以来、30年ぶり。

また、教職員定数改善計画の策定は、平成13年以来、10年ぶり。

## <計画(案)の概要>

### ○公立義務教育諸学校

#### I 少人数学級(35・30人学級)の推進等【改善総数：51,800人】

— 平成23年度から30年度までの8カ年計画 —

- ・ 小学校全学年で35人学級を実現 (H23～H27の5カ年計画)
- ・ 中学校全学年で35人学級を実現 (H26～H28の3カ年計画)
- ・ 小学校1・2年生で30人学級を実現 (H29、H30の2カ年)

学級編制標準	40人 ⇒ 35人						35人 ⇒ 30人	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学 年	小1 小2	小3	小4	小5	小6	—	小1	小2
	—	—	—	中1	中2	中3	—	—

※ 来年度概算要求には、計画の初年度分として、小学校1・2年生で35人学級を実現するため、8,300人の定数改善を計上。

※ 今後8年間に、児童生徒の減少に伴う定数の自然減や、定年退職者の増加に伴う教員の平均年齢低下による給与減等が見込まれることから、これらの財源を活用することにより、可能な限り追加財政負担を伴わないよう努力。

(参考) 年度別改善数・自然減

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
改善増	8,300人	5,400人	4,100人	9,400人	9,800人	5,400人	4,700人	4,700人	51,800人
自然減	▲2,000人	▲4,900人	▲3,300人	▲4,000人	▲3,800人	▲4,400人	▲5,100人	▲4,900人	▲32,400人

#### II 教職員配置の改善【改善総数：40,000人】

— 平成26年度から30年度までの5カ年計画 —

※ この教職員配置の改善については、恒久的な財源確保について理解を得ることが必要

- ・ 教育水準向上のための基礎定数の改善
- ・ 複雑多様化する生徒指導への対応のための生徒指導担当教員の配置改善
- ・ 障害のある児童生徒への通級指導の充実や外国人児童生徒への日本語指導の充実などの教職員定数の改善



### (3)教職員定数に関する加配事由の追加等〔義務標準法第7条及び第15条関係〕

- ① 教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。
- ② 加配事由を拡大し、以下を明記
  - ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合
  - ・障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

### (4)その他

- ① 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方について検討。〔改正法附則第4項関係〕
- ② 市町村教委が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校1年生の学級に係る1学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。〔改正法附則第5項関係〕
- ③ 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童又は生徒の転学先の学校において、被災児童又は生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずる。〔改正法附則第6項関係〕

## 3. 施行期日

公布の日。ただし、2(2)に関する規定は平成24年4月1日。

### 【参考】学級編制の標準に係る法的効果

＜学級編制の標準＞  
小1 : 35人  
小2～中3 : 40人  
(義務標準法第3条)

#### 学級編制

国の標準に基づき都道府県教委が基準を設定(義務標準法第3条)

都道府県教委の基準を標準として市町村教委が児童生徒の実態を考慮して学級を編制(義務標準法第4条)

**法的効力を有する学級規模に関する基準**

#### 教職員定数

都道府県教委の定める学級編制基準による学級数に基づき、当該都道府県の教職員定数の標準を算定。これに基づき、都道府県が県費負担教職員の定数(都道府県ごとの総数)を決定(義務標準法第6条、地教行法第41条)

都道府県教委が市町村における児童生徒の実態や市町村立学校の学級編制に係る事情等を勘案して、市町村別の学校の種類毎の定数を決定。この場合、都道府県教委は市町村教委の意見を十分に尊重。(地教行法第41条)

#### 給与負担

都道府県の定数に基づき配置される教職員の給与を当該都道府県が負担(市町村立学校職員給与負担法第1条)

#### 国庫負担

国の学級編制の標準に基づく教職員定数の給与の1/3を国が負担(残りの2/3は地方交付税措置)(義務教育費国庫負担法)

**義務教育費国庫負担金の算定基準としての性格**

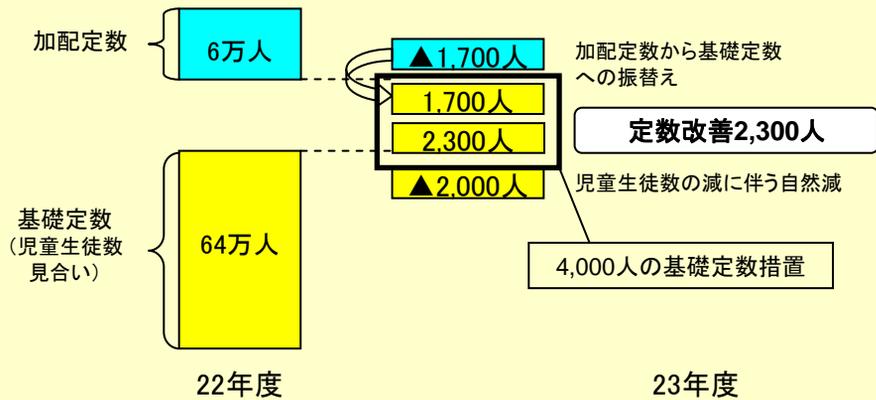
# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に係る参考資料

## 23年度予算による定数改善の内容

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

※ 既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

※ 少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。



## 平成23年度義務教育費国庫負担金について(国家戦略担当・財務・文部科学3大臣合意) (平成22年12月17日)

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な方針に沿って扱うものとする。

1. 小学校1年生の35人以下学級を実現する(4,000人の教職員定数を措置)。
2. 具体的には、300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに、加配定数の一部(1,700人)を活用する。
3. 35人以下学級については、小学校1年生について、義務標準法の改正により措置することとし、次期通常国会に法案を提出すべく、早期に改正案の具体化を進める。
4. 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討する。

### 【参考】義務教育費国庫負担制度

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

- ・市町村が小中学校を設置・運営。
- ・都道府県が教職員を任命し、給与を負担(2/3負担)
- ・国は教職員給与費(※)の1/3を負担。

※公立義務教育諸学校の教職員(約70.4万人:小学校42.2万人、中学校24.1万人、特別支援学校4.1万人)の給与費

# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について(平成23年4月22日付各都道府県教育委員会宛文部科学副大臣通知)のポイント

## 1. 教職員定数配置に係る留意事項

- 各都道府県教育委員会等において正規教員の採用や人事配置をより一層適切に行うこと。
- すでに小学校第1学年において35人以下学級を実施している場合においても、各都道府県において今回の改正により増加する教職員定数を活用して、他の学年の少人数学級やその他の教職員配置の改善に努めるとともに、各都道府県における教職員配置の改善の状況を適切に情報公開するなど説明責任を果たすこと。

## 2. 都道府県教育委員会の学級編制に係る関与の見直しに係る留意事項

- 都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により市町村教育委員会が学級を編制することが原則であるが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、例えば以下のような弾力的運用が例外的に許容。
  - ①小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないでチーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により対応すること。
  - ②当該学校に配置された教職員定数の範囲内において、当該学校のある学年について都道府県教育委員会の基準を超えた学級編制を行いつつ、その教職員の配置を活かして学級経営上特段の困難を生じている学年について都道府県教育委員会の基準よりも小規模の学級編制を行う等児童生徒の実態に応じた学級編制を行うこと。
- 学級編制に関する市町村教育委員会の自主性を教職員定数の配分の観点からも担保できるよう、都道府県教育委員会においては市町村教育委員会が柔軟な学級編制を行った場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うこと。
- 必要となる教室の確保が非常に困難なことが明白な場合及び平成23年度において年度途中で学級編制を変更することが児童生徒に対する教育的配慮の観点から困難な場合等特段の事情がある場合は市町村教育委員会は都道府県教育委員会の学級編制の基準を超えて、学級編制を行うことができる。この場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うこと。

## 3. 加配事由の拡大等に係る留意事項

- 今回の改正による教職員定数の加配措置事由の拡大等や東日本大震災に係る教職員定数の特別措置について、文部科学省としては改正法の趣旨に沿って適切に対応することとしており、各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会に法改正の趣旨を周知するとともに、市町村教育委員会の意向を十分に把握し適切に対応するよう努めること。

# 制度改革により促進される地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制について

都道府県教委の関与を見直す制度改革により、学校の設置者である市区町村教委が自らの判断と責任で学級編制を行うことで、地域や学校の実情に応じて、最も効果的な学習・生活指導を行うための適切な学級編制を、より一層実施できるようにする。

## 【弾力化の具体例】

### (1) 個別の学校の実情に応じた弾力化

○ 都道府県教委が定める学級編制の基準により市区町村教委が学級を編制することが原則であるが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、以下のような弾力的運用を例外的に許容。

#### ■ 小学校1年生の児童数が少ない学校

##### 【原則】

18人学級

18人学級

(例)学級編制の標準が35人であるため、18人で分割。教科等の特性に応じて合同授業を実施。

##### 【例外】

○1年生が40人以下の学校で児童の状態に応じた教育的配慮が必要な場合の例外的措置。

36人学級  
担任+TT

(例)36人で学級を編制。担任とTT(チームティーチング担当教員)で授業を実施。

#### ■ 児童生徒の実態に応じた柔軟な学級編制

(例)中1・中2とも一学年の生徒数が152人であるが、中1の方が学級経営上困難を生じている場合(県の基準35人)

##### 【原則】

中学校1年

30人

30人

30人

31人

31人

中1:30人3学級、31人2学級

中学校2年

30人

30人

30人

31人

31人

中2:30人3学級、31人2学級

##### 【例外】

○児童生徒の実態に応じた教育上の配慮が必要な学校における例外的措置(各都道府県教委において国の標準(40人)より少人数の基準を定めている場合に、都道府県教委から配置された教職員の範囲内で対応)。

中学校1年

25人

25人

25人

25人

26人

26人

中1:25人4学級、26人2学級

中学校2年

38人

38人

38人

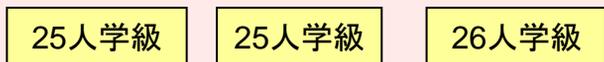
38人

中2:38人4学級

## ■ 教室不足に関する取り扱い(小学校1年生)

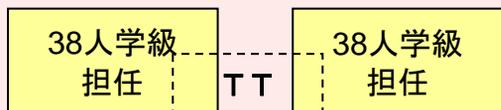
- 余裕教室の転用や教室の増築等により必要となる教室を確保し、35人以下学級を実施することが原則。ただし、必要となる教室の確保が非常に困難なことが明白な場合には、一定の配慮が必要。

### 【原則】



(例)児童数が76人の場合、3学級で学級を編制。

### 【例外】

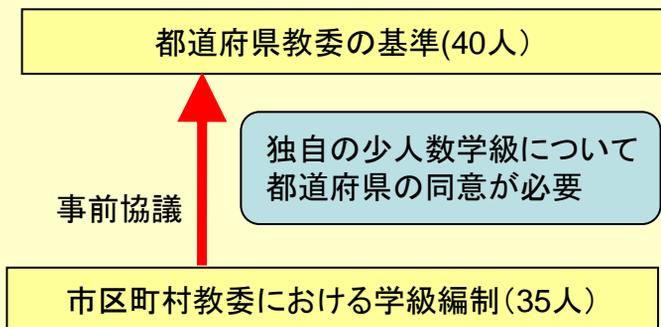


(例)児童数が76人で、必要となる教室の確保が困難なことが明白な場合、2学級分で学級を編制し、3学級分の教員を活用することで担任とTTで授業を実施。

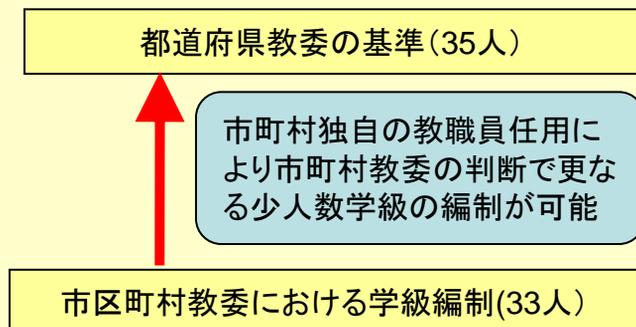
## (2)市区町村教委による少人数学級の推進

- 都道府県の定数配置に加えて、市区町村が独自に教職員を任用することにより市区町村教委が自らの判断と責任で都道府県教委の基準よりも進んだ少人数学級を実施することが可能。

### 【改正前】



### 【改正後】



- いずれの場合も、学級規模が40人を超過してはならない。

- 都道府県教育委員会が定める学級編制の基準を基礎として県費負担教職員定数を保障

# 少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現

～教職員定数の改善～

(平成24年度 義務教育費国庫負担金概算要求)

## 平成24年度要求額 1兆5,696億円(対前年度+30億円)

- ・「日本再生重点化措置」+130億円(+6,000人)
- ・「復旧・復興対策経費」+22億円(+1,000人)
- ・教職員定数の自然減▲107億円(▲4,900人)
- ・教職員の若返り等による給与減▲15億円

### ▼趣旨

新学習指導要領が求める協働型の授業への対応や、被災又は経済的理由等により学習支援が真に必要な児童生徒への支援のため、**少人数学級を推進するとともに、様々な児童生徒の実態に対応できる教職員配置の充実を図る。**

### ▼24年度要求の概要

#### ○小学校2年生の35人以下学級 4,100人

・小学校低学年の学校生活への適応、学級経営の充実

#### ○学習支援が真に必要な児童生徒への支援の充実 2,500人

- ① 中学校における経済的な困難を抱える生徒など学習支援が必要な生徒への対応:800人
  - ・少人数指導や補充学習等の学習支援の取組み
  - ・学習上のつまづき解消のための取組み
- ② 発達障害等の児童生徒のための通級指導の充実など、特別支援教育への対応:600人
- ③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援:100人
- ④ 被災した児童生徒のための学習支援(東日本大震災にかかる教育復興支援):1,000人(※復旧・復興対策経費)

#### ○きめ細やかで質の高い指導の充実 500人

- ⑤ 小学校における専科指導の充実:400人  
(小・中連携の推進や複数教員の指導等)
- ⑥ 地域連携による質の高い教育の実現:100人
  - ・地域連携のコーディネーターとしての役割を担う事務職員の充実
  - ・先導的な取組みを行うコミュニティスクールへの支援

[※既存の研修等定数を▲100人程度合理化減]

## 「日本再生重点化措置」優先・重点事業一覧

平成23年12月9日  
政府・与党会議資料  
文部科学省関係抜粋版

### 【新たなフロンティア及び新成長戦略(科学技術・エネルギー・海洋・宇宙等、インフラ整備を含めた成長基盤の強化)】

(単位:億円)

所管	事業名	事業概要	要望額	条件等
文部科学省	新たな成長を牽引する大学の教育研究基盤強化事業	大学の教育研究基盤経費の強化	807	大学改革の具体策の提示を条件に、要求・要望の大幅な絞り込みを行う下で、学術フロンティア（大型プロジェクトの継続分）などについて措置
	海洋フロンティアへの挑戦	海洋資源探査に係る技術開発・機器開発等	88	各省の重複排除を含め事業全体の精査を前提に、新規海洋資源の開拓事業について措置。海洋探査船舶は、効率的な事業実施の観点から、既存船舶を改造。
	我が国の強み・特色を活かした宇宙開発	観測衛星の開発・運用等	324	急遽運用停止した陸域観測技術衛星（ALOS-1）の後継機（ALOS-2）については、相対的に優先すべきもの。他の事業の相当程度の圧縮が条件。

### 【教育(スポーツを含む)・雇用などの人材育成】

(単位:億円)

所管	事業名	事業概要	要望額	条件等
文部科学省	新たなスポーツ文化創造プロジェクトによる日本再生	ナショナル競技力向上プロジェクト等	54	ナショナル競技力向上プロジェクトのうち、ロンドンオリンピックを含め真にメダル獲得に資する事業について措置

以下の事業については、日本再生重点化措置の目的・趣旨を踏まえると、優先・重点事業に準じるものとして一定の配慮をする必要。

所管	事業名	対応
文部科学省	義務教育の質の向上	小2の35人以下学級について学力等への政策効果を全国レベルで検証した上で検討。それまでの間、地方での進展や公務員人件費改革を十分踏まえ地方の自主的な取組みを支援。
文部科学省	保護者の経済的負担の軽減・子育て支援	継続事業が大半であるが、私学助成等の中で一定額を措置
文部科学省	新たな奨学金制度の創設	低所得者世帯の返済負担懸念に配慮し、給付ではなく、無利子奨学金制度を拡充するとともに、貸与人員を増加

# 少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現

～教職員定数の改善～

(平成24年度 義務教育費国庫負担金予算)

**平成24年度予算 1兆5,597億円(対前年度▲70億円)**

## ▼ 趣旨

新学習指導要領が求める協働型の授業への対応や、被災又は経済的理由等により学習支援が真に必要な児童生徒への支援のため、少人数学級を推進するとともに、様々な児童生徒の実態に対応できる教職員配置の充実を図る。

### ○35人以下学級の更なる推進 900人

・小学校2年生の36人以上学級の解消

### ○学習支援が真に必要な児童生徒への支援の充実 2,500人

① 中学校における経済的な困難を抱える生徒などへの学習支援:800人

- ・ 少人数指導や補充学習等の学習支援の取組み
- ・ 学習上のつまづき解消のための取組み

② 発達障害等の児童生徒のための通級指導の充実など、特別支援教育への対応:600人

③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援:100人

④ 被災した児童生徒のための学習支援(東日本大震災にかかる教育復興支援):1,000人 【※復興特別会計】

### ○きめ細やかで質の高い指導の充実 500人

⑤ 小学校における専科指導の充実:400人  
(小・中連携の推進や複数教員の指導等)

⑥ 地域連携による質の高い教育の実現:100人

- ・ 地域連携のコーディネーターとしての役割を担う事務職員の充実
- ・ 先導的な取組みを行うコミュニティースクールへの支援

[※既存の研修等定数を▲100人程度合理化減]

・ 「日本再生重点化措置」 + 61億円(+2,800人)  
・ 「復興特別会計」 + 22億円(+1,000人)  
・ 教職員定数の自然減 ▲107億円(▲4,900人)  
・ 教職員の若返り等による給与減 ▲46億円

# 平成24年度 義務教育費国庫負担金予算

加配定数 3,800人の増の内訳

## 1. 小学校2年生の35人以下学級への対応 900人

小学校2年生について36人以上学級（約2,200学級。小2全体の6%に相当）を解消するために900学級増が必要であり、それに対応した加配定数増を措置。

※今後の少人数学級の推進等については、下記の両省合意を参照

## 2. 学習支援が真に必要な児童生徒への支援やきめ細やかで質の高い指導の充実のための加配定数増 1,900人

中学校における学習支援、特別支援教育や小学校における専科指導の充実など様々な児童生徒の実態に対応するための加配定数増を措置。

《上記1. 2については、日本再生重点化措置》

## 3. 東日本大震災にかかる教育復興支援加配定数措置 1,000人 被災した児童生徒のための学習支援《復興特別会計で措置》

平成23年12月24日

財務省  
文部科学省

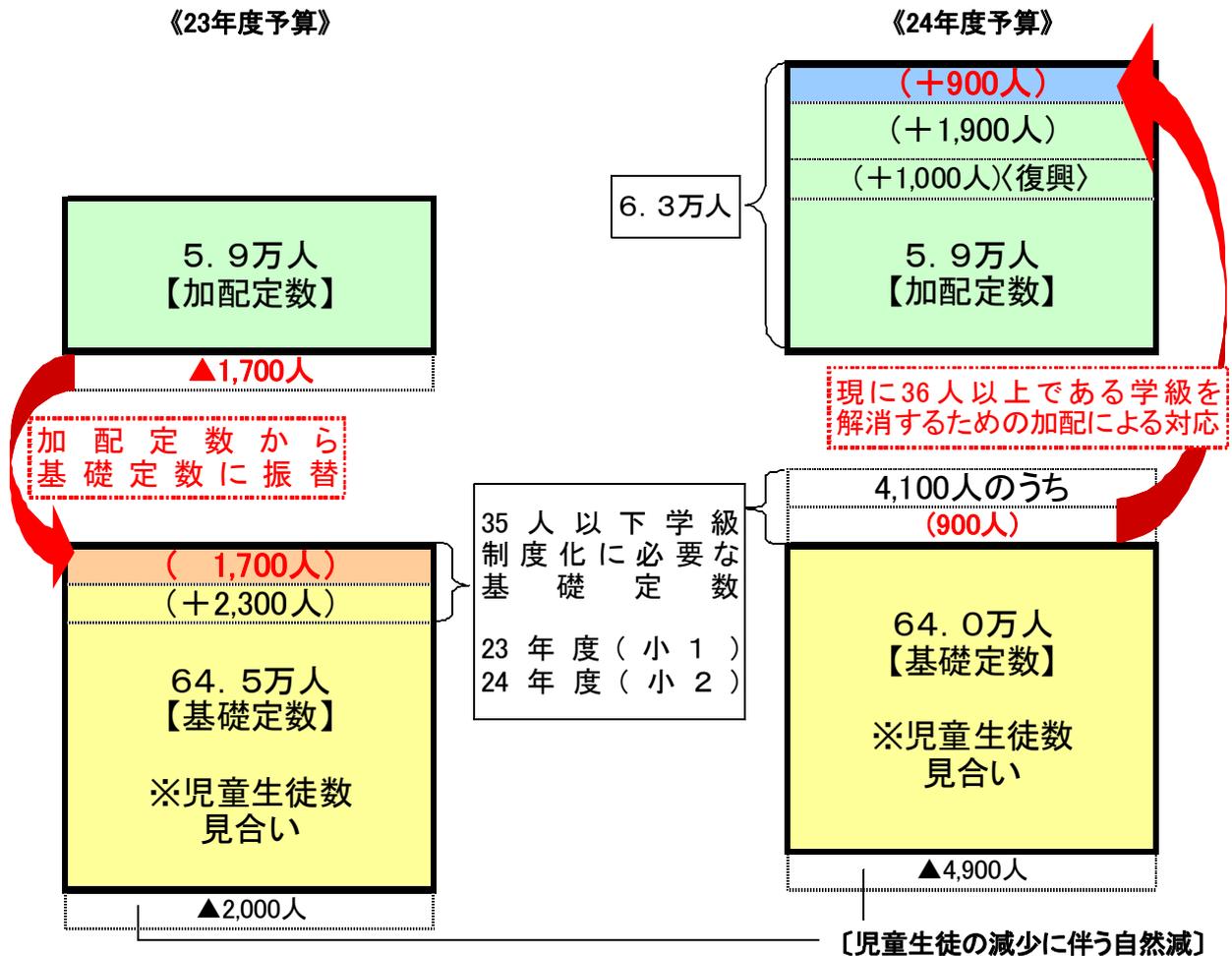
義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な考え方に沿って扱うこととする。

今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

# (参考1) 公立義務教育諸学校教職員定数の改善状況

区分	18'	19'	20'	21'	22'	23'	24'
改善増	0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人	3,800人
改善増の内容			・主幹教諭 ・特別支援教育 ・食育	・主幹教諭 ・特別支援教育 ・教員の事務負担軽減等	・理数教科の少人数指導 ・特別支援教育 ・外国人児童生徒等への日本語指導等	・小1のみ学級編制の標準を35人	・小2の36人以上学級解消 ・様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置 ・東日本大震災にかかる教育復興支援
学級編制の標準	→ 40人 ←					小1:35人 小2~中3:40人	→

## (参考2) 教職員定数の改善について(基礎定数と加配定数のイメージ)



# 平成23年度と平成24年度における対応の違い

## (1) これまでの改善経緯

区分	18'	19'	20'	21'	22'	23'	24'
改善増	0人	0人	1,000人	800人	4,200人	2,300人	3,800人
改善増の内容			<ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹教諭</li> <li>・特別支援教育</li> <li>・食育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹教諭</li> <li>・特別支援教育</li> <li>・教員の事務負担軽減等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理数教科の少人数指導</li> <li>・特別支援教育</li> <li>・外国人児童生徒等への日本語指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小1のみ学級編制の標準を35人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小2の36人以上学級解消</li> <li>・様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置</li> <li>・東日本大震災にかかる教育復興支援</li> </ul>
学級編制の標準	→40人					小1:35人 小2～中3:40人	

## (2) 平成23年度と平成24年度の対応の違い

	平成23年度	平成24年度
少人数学級の推進	<p><b>法改正</b>による対応 (改善数:4,000人)</p> <p>※小学校1年生の35人以下学級の制度化</p>	<p><b>加配措置</b>による対応 (改善数:900人)</p> <p>※小学校2年生の36人以上学級の解消</p>
個別の教育課題に対応するための教職員定数の改善	<p>なし</p> <p>※小学校1年生の35人以下学級の制度化のため、<b>既存の加配定数から1,700人分を振替え</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校における経済的な困難を抱える生徒などへの学習支援:<b>800人</b></li> <li>・発達障害等の児童生徒のための通級指導の充実など、特別支援教育への対応:<b>600人</b></li> <li>・小学校における専科指導の充実:<b>400人</b></li> <li>・被災した児童生徒のための学習支援(東日本大震災にかかる教育復興支援):<b>1,000人</b>など</li> </ul>
改善数(総計)	<b>2,300人</b>	<b>3,800人</b>

## 東日本大震災への対応のための教職員の加配定数措置

(単位:人)

県名	義務教育諸学校			左の内訳								
				小学校			中学校			特別支援学校		
	23年度	24年度	増減	23年度	24年度	増減	23年度	24年度	増減	23年度	24年度	増減
岩手県	202	197	▲5	116	120	4	85	74	▲11	1	3	2
宮城県	216	216	0	134	141	7	78	71	▲7	4	4	0
山形県	14	0	▲14	10	0	▲10	4	0	▲4	0	0	0
福島県	481	512	31	262	326	64	190	186	▲4	29	0	▲29
茨城県	49	31	▲18	32	24	▲8	17	7	▲10	0	0	0
栃木県	14	0	▲14	10	0	▲10	4	0	▲4	0	0	0
新潟県	10	14	4	6	11	5	4	3	▲1	0	0	0
合計	986	970	▲16	570	622	52	382	341	▲41	34	7	▲27

県名	高等学校		
	23年度	24年度	増減
岩手県	33	35	2
宮城県	28	26	▲2
山形県	0	0	0
福島県	33	0	▲33
茨城県	0	0	0
栃木県	0	0	0
新潟県	0	0	0
合計	94	61	▲33

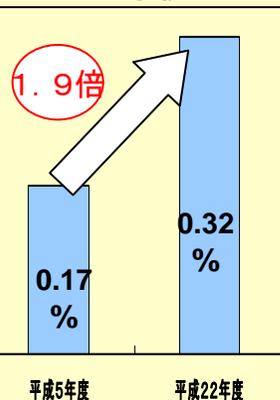
県名	総計		
	23年度	24年度	増減
岩手県	235	232	▲3
宮城県	244	242	▲2
山形県	14	0	▲14
福島県	514	512	▲2
茨城県	49	31	▲18
栃木県	14	0	▲14
新潟県	10	14	4
	1,080	1,031	▲49

### **3. 学校現場を取り巻く状況**

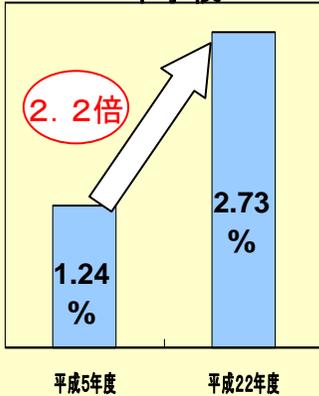
# 学校現場が抱える問題の状況について

## 不登校児童生徒の割合

### 小学校



### 中学校



(注1) 国・公・私立学校のデータ

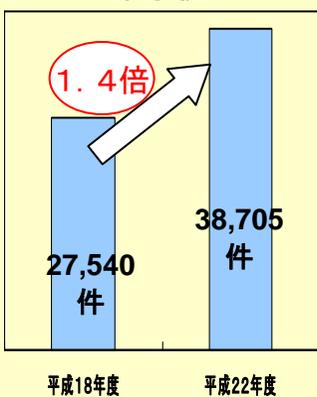
(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## 学校内での暴力行為の件数

### 小学校



### 中学校

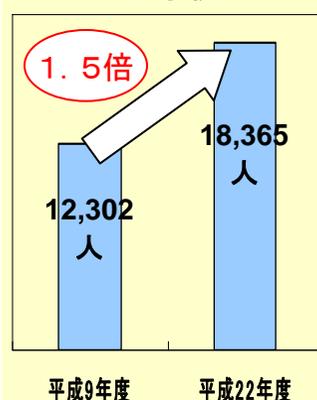


(注1) 国・公・私立学校のデータ

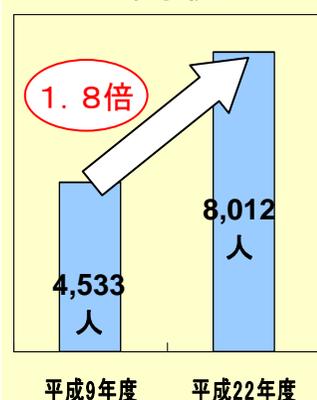
(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## 日本語指導が必要な外国人児童生徒数

### 小学校



### 中学校

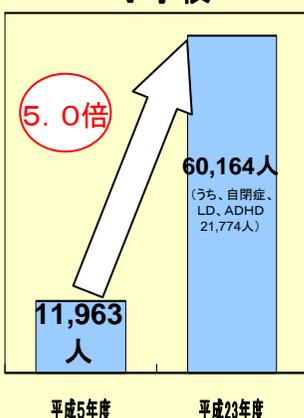


(注) 公立学校のデータ

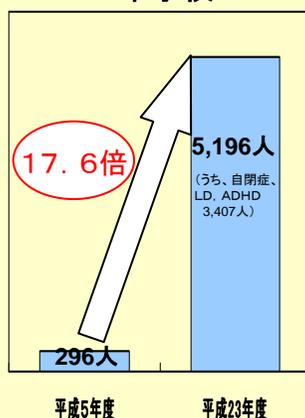
(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

## 通級による指導を受けている児童生徒数

### 小学校



### 中学校



(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。  
・LD及びADHDは、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定された。  
併せて、自閉症も対象として明示された(自閉症については、平成17年度以前は主に情緒障害の通級による指導の対象として対応)。小・中学校における通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等学習面や行動面で著しい困難のある児童生徒の割合は、約6.3%と推計されている(平成14年文部科学省調査)。

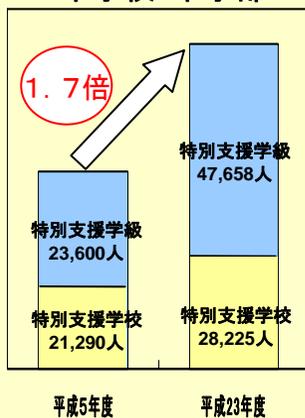
(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

## 特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)

### 小学校・小学部



### 中学校・中学部

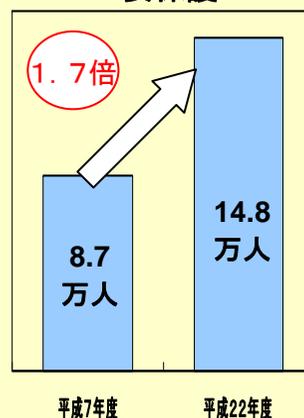


(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

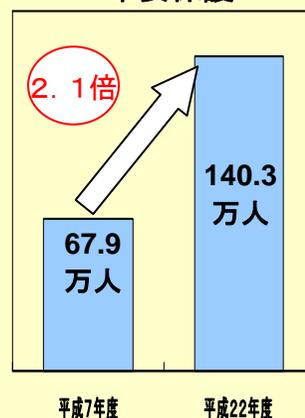
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

## 要保護及び準要保護(注)の児童生徒数

### 要保護



### 準要保護



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

(出典) 文部科学省調べ

## 特別支援学級及び特別支援学校の学級数及び在籍者数の推移

### 【特別支援学級】

		昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成5年	平成13年	平成24年
学 級 数	小学校	1,504学級 (0.5%)	4,616学級 (1.7%)	8,635学級 (3.1%)	12,470学級 (4.1%)	14,295学級 (4.1%)	14,605学級 (4.8%)	19,005学級 (7.1%)	32,734学級 (12.1%)
	中学校	706学級 (0.6%)	2,332学級 (1.6%)	5,733学級 (4.6%)	7,064学級 (5.7%)	6,702学級 (5.1%)	6,947学級 (5.1%)	8,638学級 (7.4%)	14,846学級 (13.0%)
	小中計	2,210学級 (0.5%)	6,948学級 (1.6%)	14,368学級 (3.5%)	19,534学級 (4.6%)	20,997学級 (4.4%)	21,552学級 (4.9%)	27,643学級 (7.2%)	47,580学級 (12.3%)
児童生徒数	小学校	19,989人 (0.2%)	45,390人 (0.5%)	70,620人 (0.8%)	82,280人 (0.8%)	76,030人 (0.6%)	45,363人 (0.5%)	52,268人 (0.7%)	113,691人 (1.7%)
	中学校	8,295人 (0.2%)	24,439人 (0.4%)	51,063人 (1.1%)	49,364人 (1.1%)	36,615人 (0.7%)	23,379人 (0.5%)	24,431人 (0.7%)	50,222人 (1.5%)
	小中計	28,284人 (0.2%)	69,829人 (0.4%)	121,683人 (0.9%)	131,644人 (0.9%)	112,645人 (0.7%)	68,742人 (0.5%)	76,699人 (0.7%)	163,913人 (1.7%)

※下段( )書きは、小・中学校全体の学級数又は児童生徒数に占める割合。

### 【特別支援学校】

		昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成5年	平成13年	平成24年
学 級 数	小学部	1,954学級	2,300学級	3,002学級	4,631学級	8,748学級	9,219学級	9,653学級	11,609学級
	中学部	962学級	1,435学級	1,953学級	2,625学級	5,370学級	6,087学級	6,505学級	8,108学級
	計	2,916学級	3,735学級	4,955学級	7,256学級	14,118学級	15,306学級	16,158学級	19,717学級
児童生徒数	小学部	16,439人	18,089人	20,586人	26,125人	41,001人	28,097人	27,996人	36,094人
	中学部	8,443人	13,052人	14,342人	15,273人	24,624人	20,240人	20,386人	27,865人
	計	24,882人	31,141人	34,928人	41,398人	65,625人	48,337人	48,382人	63,959人

(学校基本調査報告書)

## 特別支援学級及び特別支援学校の学級編制標準の改善経緯

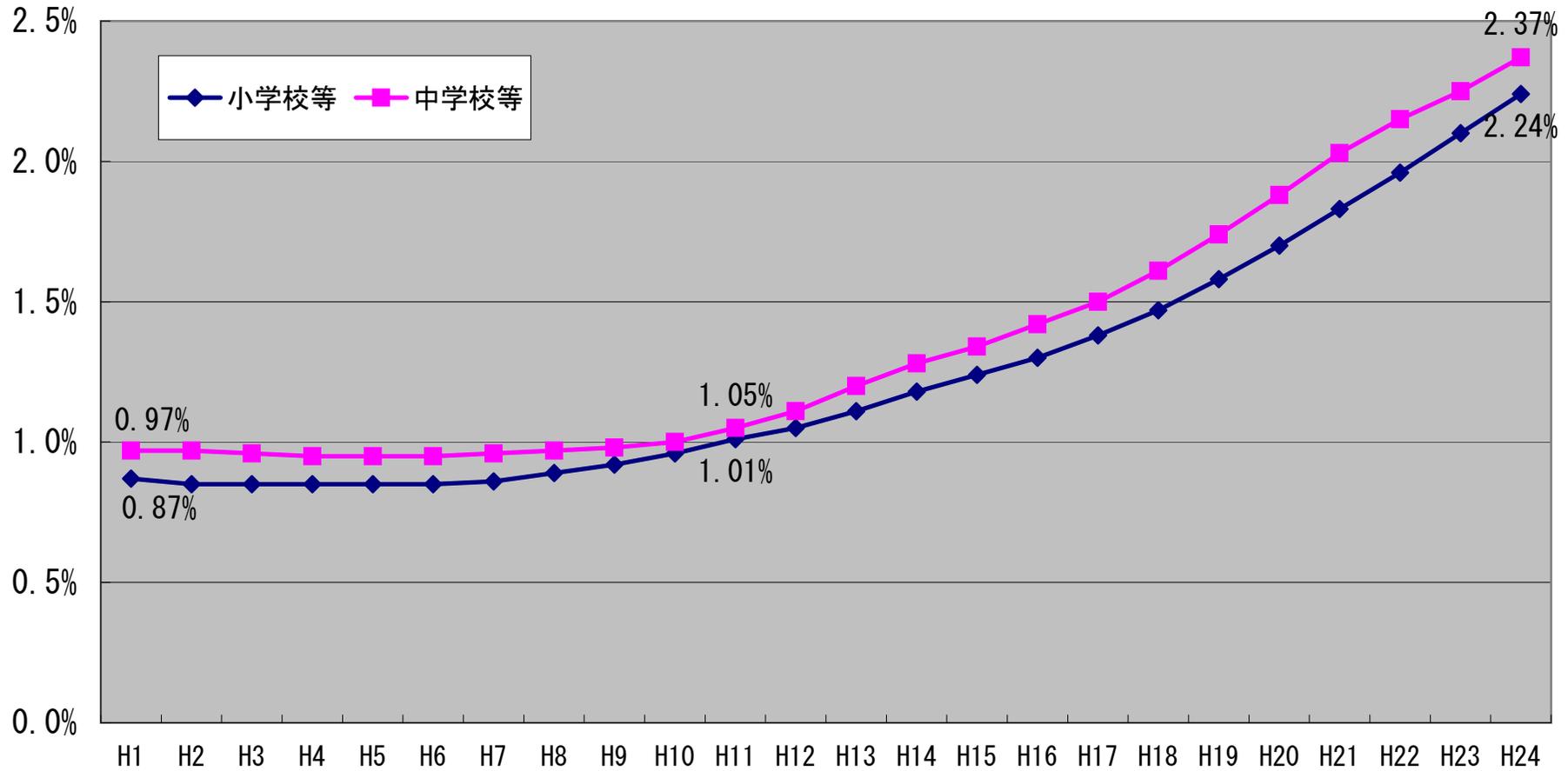
		第1次 (S34~S38)	第2次 (S39~S43)	第3次 (S44~S48)	第4次 (S49~S53)	第5次 (S55~H3)	第6次 (H5~H12)	第7次 (H13~H17)
小・中学校	特別支援学級	15人	15人	13人	12人	10人	8人	8人
特別支援学校	小・中学部	注1 10人	10人	8人 (重複障害の 場合は5人)	8人 (重複障害の 場合は5人)	7人 (重複障害の 場合は3人)	6人 (重複障害の 場合は3人)	6人 (重複障害の 場合は3人)

※ 特別支援学級は障害の種類ごとに学級を編制する。

※ 平成18年度以前は、特別支援学級は「特殊学級」、特別支援学校は「盲学校、聾学校及び養護学校」における学級編制の標準である。

注1 第1次計画では、養護学校の学級編制標準は定められていなかった。

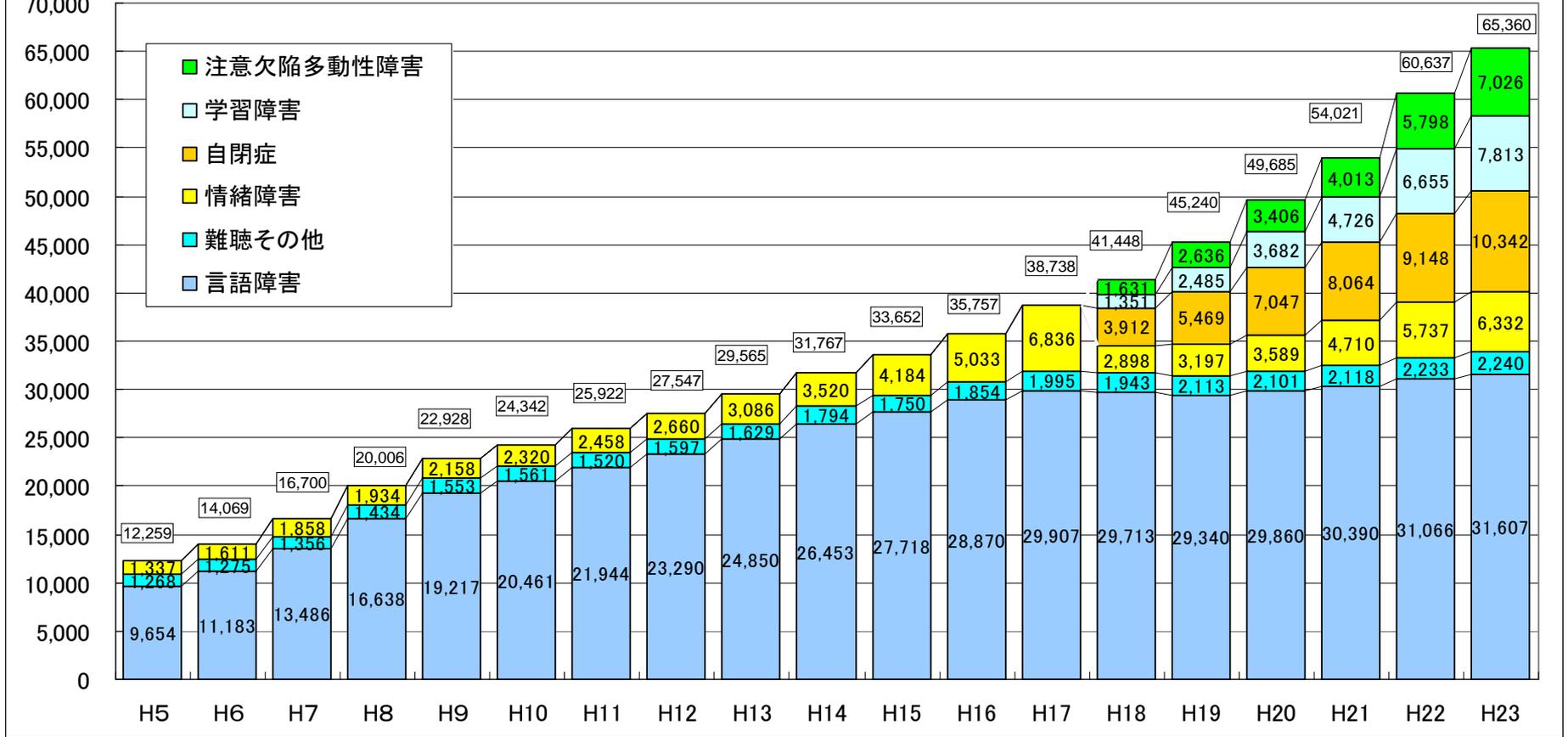
# 特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移



(学校基本調査報告書)

# 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定  
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

# 障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立  
平成23年8月5日公布

## 総則関係 (公布日施行)

### 1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

### 2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

### 3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
  - ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
  - ・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 等

### 4) 差別の禁止(第4条関係)

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
  - ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
  - ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。
- 等

### 5) 国際的協調(第5条関係)

・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

 等

### 6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

- ・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
  - ・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。
- 等

### 7) 施策の基本方針(第10条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
  - ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。
- 等

## 基本的施策関係 (公布日施行)

### 1) 医療、介護等(第14条関係)

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
  - ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重
- 等

### 2) 教育(第16条関係)

- ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
  - ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
  - ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進
- 等

### 3) 療育【新設】(第17条関係)

- ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
  - ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成等その他の環境の整備の促進
- 等

### 4) 職業相談等(第18条関係)

- ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性等に配慮した職業相談、職業訓練等の施策
- 等

### 5) 雇用の促進等(第19条関係)

- ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
  - ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性等に応じた適正な雇用管理
- 等

### 6) 住宅の確保(第20条関係)

- ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅等の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策
- 等

### 7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

- ・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進
- 等

### 8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

- ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
  - ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策
- 等

### 9) 相談等(第23条関係)

- ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
  - ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援
- 等

### 10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

- ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策
- 等

### 11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

- ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策
- 等

### 12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

- ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策
- 等

### 13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

- ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策
- 等

### 14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

- ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策
- 等

### 15) 国際協力【新設】(第30条関係)

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策
- 等

## 障害者政策委員会等 (公布から1年以内に政令で定める日から施行)

### 国障害者政策委員会(第32～35条関係)

- ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
  - ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告
- 等

### 地方障害者議会その他の合議制の機関(第36条関係)

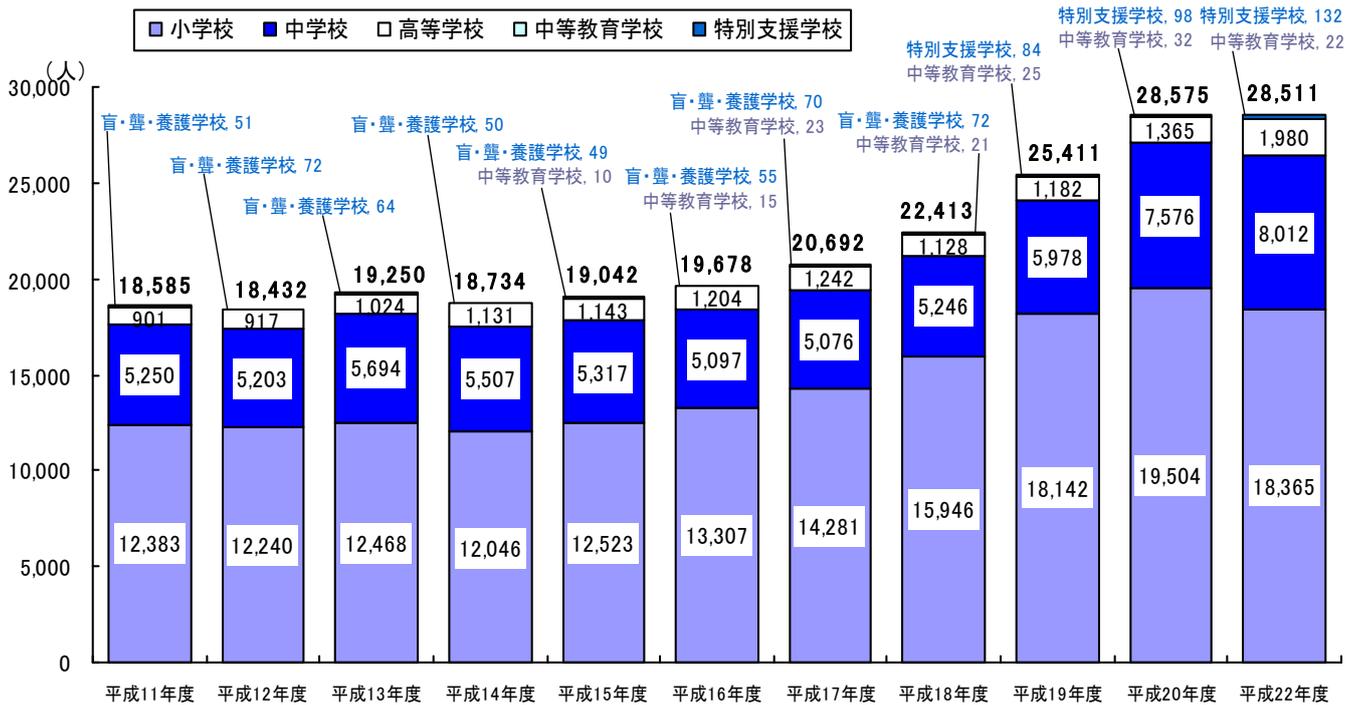
- ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視等を追加
- 等

## 附則

### 検討(附則第2条関係)

- ・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
  - ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- 等

# 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



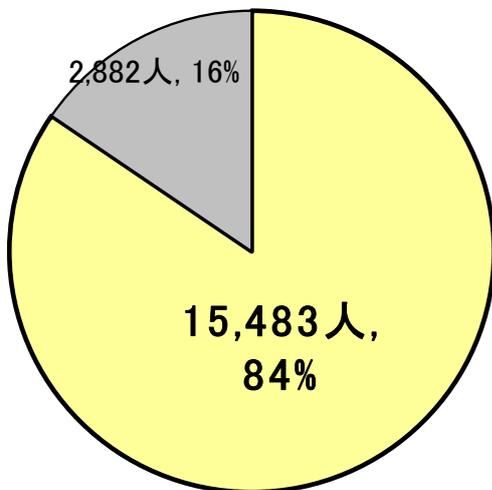
(各年9月1日現在)

※特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。  
 ※本調査は、平成20年度より隔年実施となったため、平成21年度は実施していない。

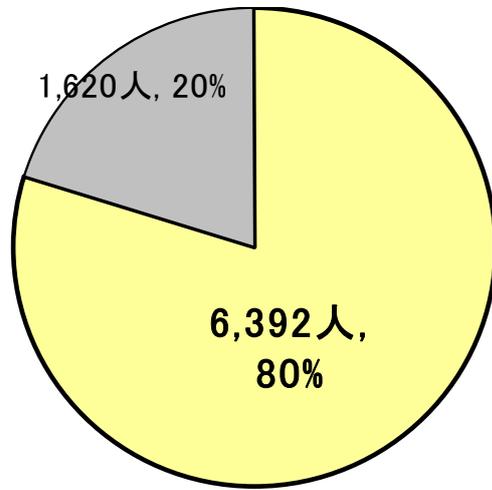
出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

## 日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、日本語指導を受けている者の割合

小学校



中学校



日本語指導を受けている児童生徒

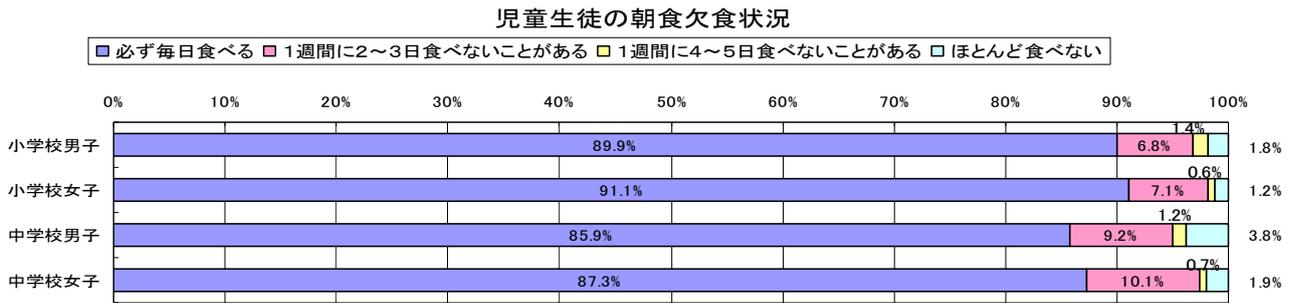
在籍する学校での個別指導やチームティーチングによる指導、他校(センター校等)で同様の指導を受けている児童生徒。

上記の指導を受けていない児童生徒

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成22年度)」

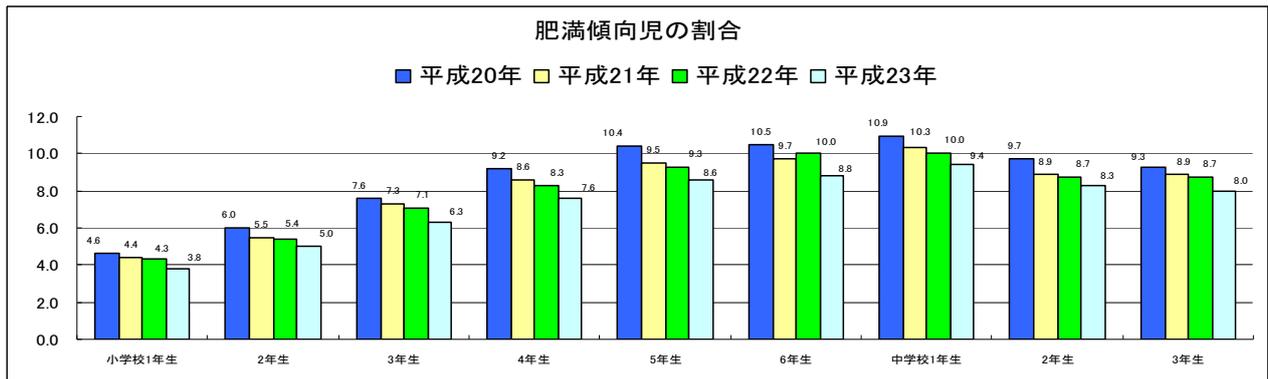
# 児童生徒の食生活を取り巻く状況①

## (1) 朝食欠食



出典：(独)日本スポーツ振興センター「平成22年度児童生徒の食事状況等調査」

## (2) 肥満傾向

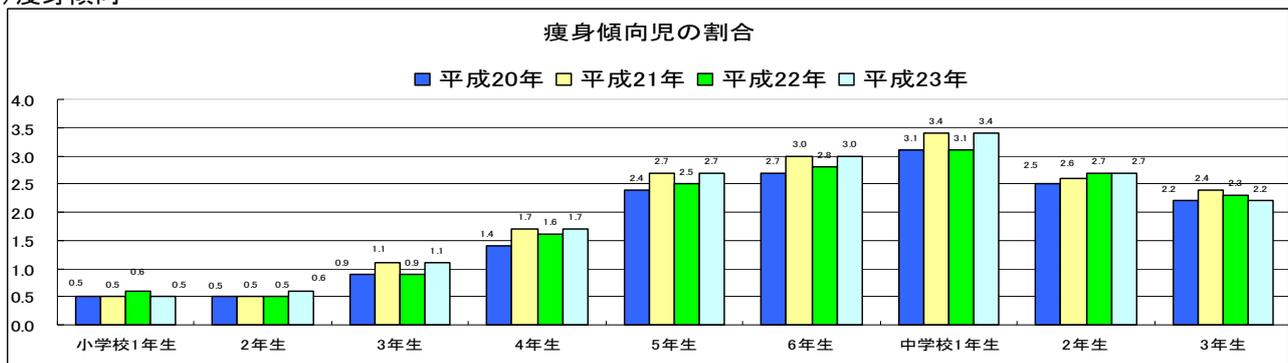


※肥満傾向とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上のものをいう。

出典：文部科学省「学校保健統計調査」

# 児童生徒の食生活を取り巻く状況②

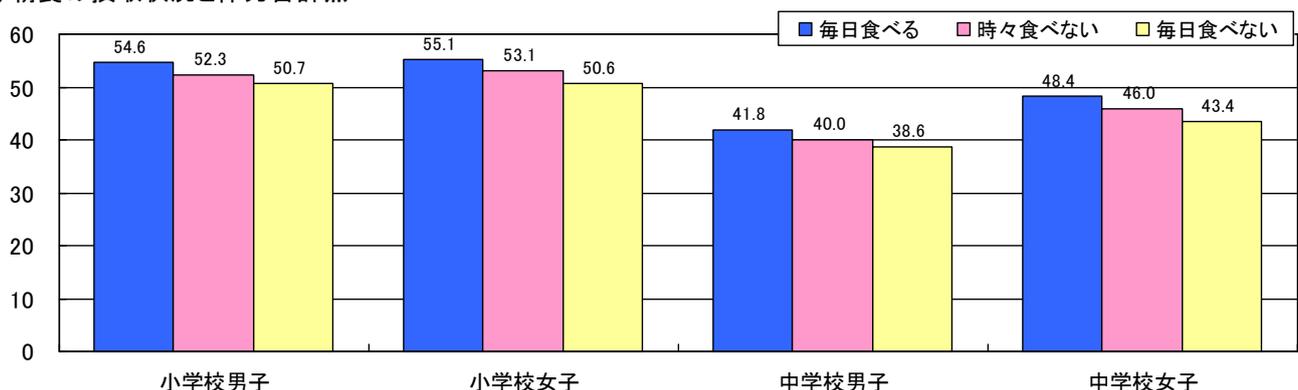
## (3) 痩身傾向



※痩身傾向とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下のものをいう。

出典：文部科学省「学校保健統計調査」

## (4) 朝食の摂取状況と体力合計点



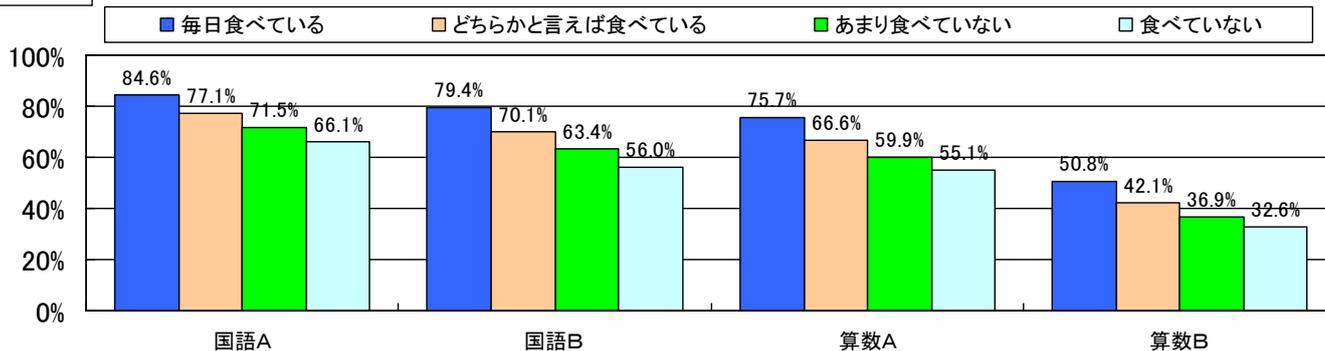
出典：文部科学省「平成22年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査」  
(対象)：小学校5年生 約4千校、中学校2年生 約2千校

# 児童生徒の食生活を取り巻く状況③

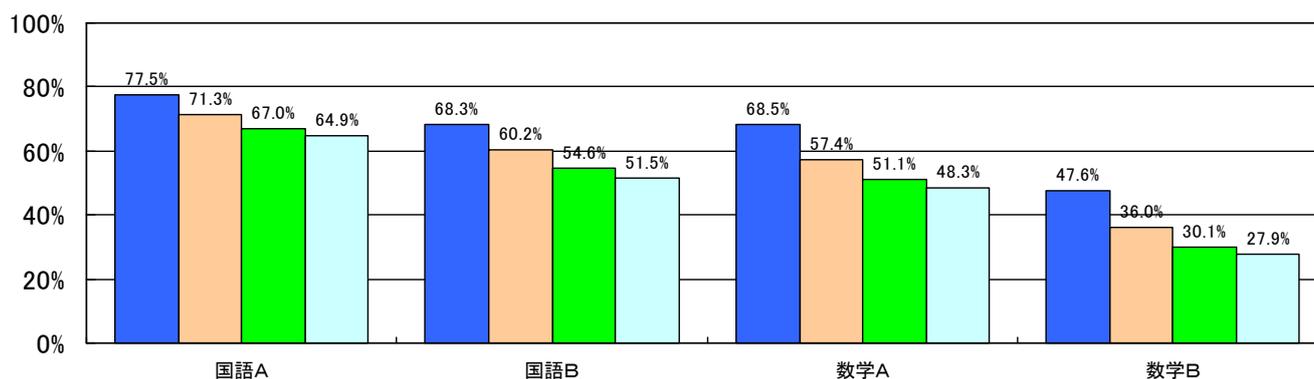
## (5) 朝食の摂取と学力調査の平均正答率

※朝食を毎日食べていますか

### 小学校



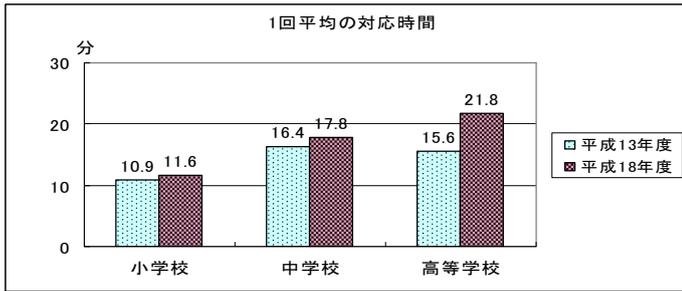
### 中学校



出典：文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査」  
 (対象：小学校6年生約27万人、中学校3年生約44万人)

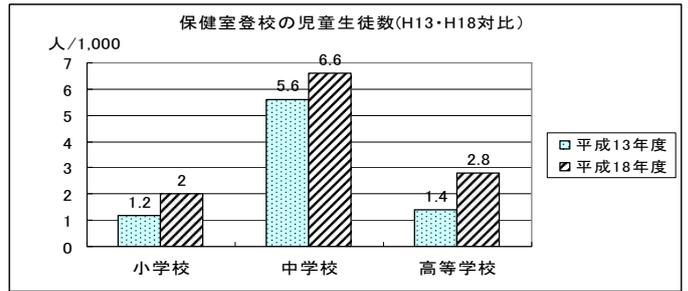
# 養護教諭に関する各種データ①

## 1. 児童生徒一回平均の養護教諭の対応時間



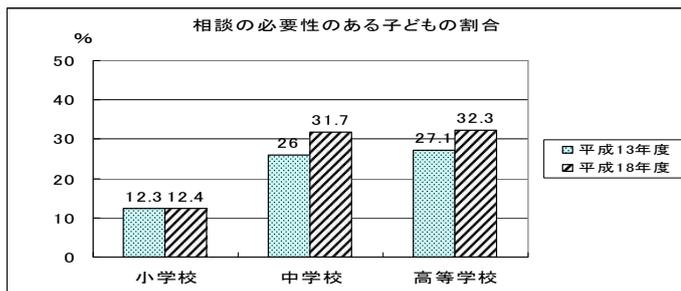
○ 児童生徒の保健室利用者の1人1回平均の対応時間は、どの校種においても増加

## 2. 保健室登校の児童生徒数



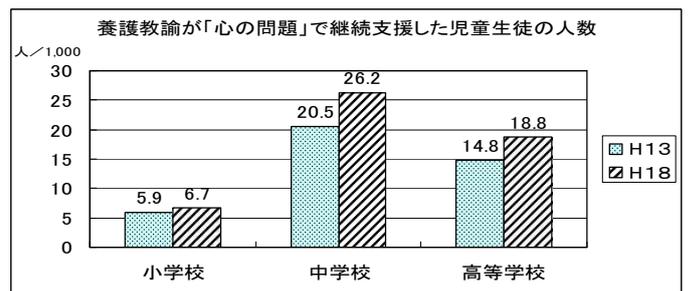
○ 保健室登校の児童生徒数は、どの校種においても増加

## 3. 保健室来室者のうち健康相談の必要性のある児童生徒の割合



○ 保健室来室者のうち健康相談の必要性「有」の児童生徒の割合は、小学校は横ばい、中学校、高等学校はともに増加

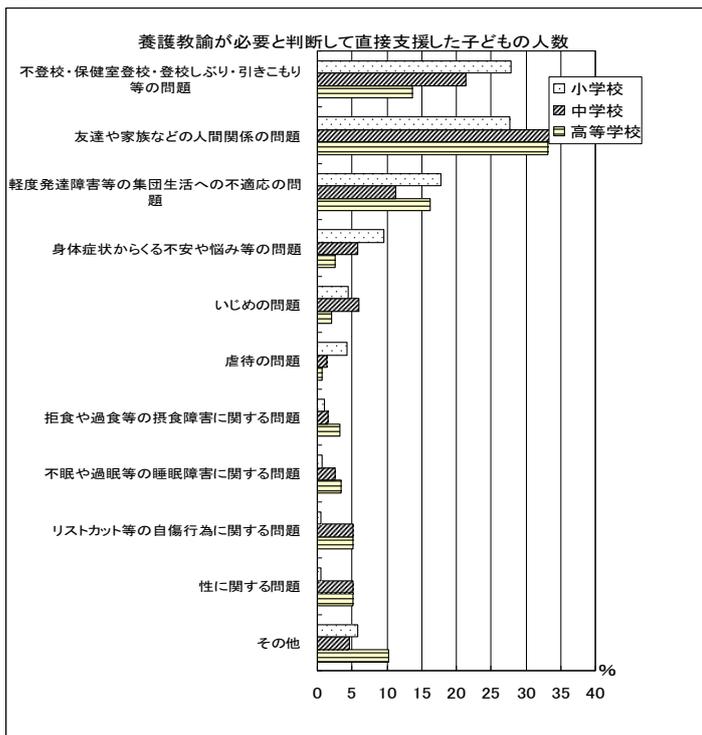
## 4. 養護教諭が「心の問題」で継続支援した児童生徒の人数



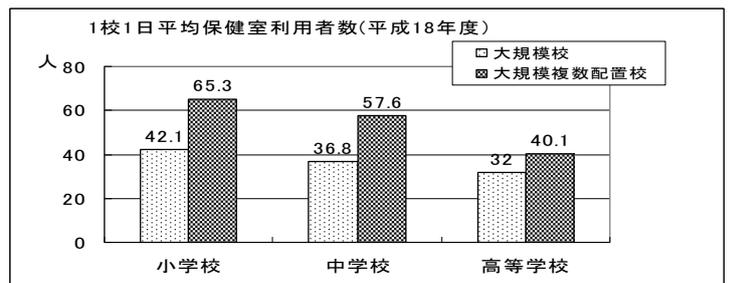
○ 養護教諭が「心の問題」で継続支援した児童生徒数は、どの校種においても増加

# 養護教諭に関する各種データ②

## 5. メンタルヘルスに関する問題で養護教諭が支援した子どもの問題別の割合



## 6. 児童生徒の1日平均の保健室利用者数 (大規模養護教諭一人配置校と複数配置校の比較)



児童生徒の1校1日平均の保健室利用者数は、大規模の養護教諭一人配置校と複数配置校とを比較すると、小学校、中学校、高等学校ともに複数配置校の方が多く、多数の児童生徒に対応できている。

※出典

1. 2. 3. 4. 6: 保健室利用状況に関する調査報告書 平成18年度調査結果(財団法人日本学校保健会)
- 5: 子どものメンタルヘルスの理解とその対応(財団法人日本学校保健会)

○ 養護教諭が必要と判断して支援した、メンタルヘルスに関する主な問題は、小学校では「不登校・保健室登校・登校しぶり・引きこもりなどの問題」が一番多く、中学校と高等学校では「友達や家族などの人間関係などの問題」が一番多い

## 複式学級数及び在籍者数の推移

### 【公立小学校】

	昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成5年	平成13年	平成24年
学級数	11,726学級	10,136学級	10,428学級	10,101学級	8,806学級	7,047学級	7,032学級	5,385学級
在籍児童数	301,354人	175,784人	139,925人	107,711人	80,370人	59,929人	55,416人	43,908人

### 【公立中学校】

	昭和34年	昭和39年	昭和44年	昭和49年	昭和55年	平成5年	平成13年	平成24年
学級数	674学級	384学級	318学級	268学級	322学級	286学級	247学級	187学級
在籍生徒数	15,688人	7,419人	4,504人	2,061人	2,336人	1,760人	1,449人	1,028人

(学校基本調査報告書)

## 複式学級の学級編制標準の改善経緯

		第1次 (S34～S38)	第2次 (S39～S43)	第3次 (S44～S48)	第4次 (S49～S53)	第5次 (S55～H3)	第6次 (H5～H12)	第7次 (H13～H17)
小 学 校	2学年の児童で 編制する学級	35人	25人	22人	20人 (1年を含む 場合 12人)	18人 (1年を含む 場合 10人)	※1 16人 (1年を含む 場合 8人)	※1 16人 (1年を含む 場合 8人)
	3学年 "	35人	25人	15人	—	—	—	—
	4・5学年 "	30人	25人	—	—	—	—	—
	すべての学年 "	20人	15人	—	—	—	—	—
中 学 校	2学年の生徒で 編制する学級	35人	25人	15人	12人	10人	※2 8人	※2 8人
	すべての学年 "	30人	25人	—	—	—	—	—

※1 飛び複式学級を編制することとなる場合（例：2年生が在籍していないため、1年生と3年生で複式学級を編制）にあっては、一方の学年の人数が8人（1年生を含むものは4人）を超える場合は、複式学級を編制しない。

※2 飛び複式学級を編制することとなる場合にあっては、一方の学年の人数が4人を超える場合は、複式学級を編制しない。